

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆租税条約相互協議手順実施弁法（国家税務総局公告 2013年第56号，2013年9月24日發布，2013年11月1日施行）の解説

租税条約の正確な適用，国際税収紛争の解決，税務機関による相互協議業務の規範化，中国居住者（国民）の合法利益の保護を目的として，国家税務総局はこのほど《租税条約相互協議手順実施弁法》（以下，新弁法）を發布した。また，新弁法の施行に合わせ，《中国居住者の税務相互協議手順実施弁法》（国税発〔2005〕115号）（以下，旧弁法）は廃止された。

一、なぜ新弁法發布が必要であったか？

国内税収政策の整備，並びに中国経済の国際化が進むにつれ，租税条約の役割が日増しに重要性を増すなか，租税条約の解釈及び適用にあたり紛争が生じるケースは増加傾向にあり，相互協議による解決を求められる案件（相手国の主管税務局及び中国居住者の提起した相互協議案件を含む）の件数も顕著に上昇している。しかし，現行の規則は完全とは言えず，また，詳細及び具体性に欠く規定も存在することから，相互協議案件処理の統一性，規範性，並びに高効率性を保証する事が困難であった。このような状況は，税務機関の作業効率向上の観点，並びに国家の税収及び納税者の合法利益を有効に保護する観点から問題があった。したがって，旧弁法を基礎として，新弁法が起草される必要があった。

二、相互協議手順とは何か？適用範囲上，旧弁法と新弁法とに相違はあるか？

新弁法第二条の定義によると，相互協議とは，租税条約締結当事国の双方の主管当局が，租税条約における相互協議条項の規程に基づき，協議を通して租税条約の解釈及び適用に係る問題を共同で処理するプロセスである。

旧弁法が中国居住者（国民）の相互協議申請案件のみに対して適用されていたのに対し，新弁法ではその適用範囲が拡大され，租税条約締結相手国の申請する相互協議案件，並びに中国税務機関が自ら申請する相互協議案件にも適用される。すなわち，新弁法は特別納税調整以外の全ての相互協議案件に適

用される。

三、中国居住者（国民）の申請できる相互協議事項とは？

中国居住者（国民）は，条約締結相手国が採用した措置が，租税条約の規定に反している，もしくは将来的に反する事となると判断する場合は，中国主管当局に相互協議の申し立てを行う事ができる。相互協議の実情を鑑み，新弁法第九条では，相互協議事項を以下の6つに分類している。

- (一) 居住者の認定に問題がある場合。特に租税条約に規定された双方居住者に該当する状況下で，相互協議を通して最終確定が行われるもの。
- (二) 恒久的施設の認定，もしくは恒久的施設に係る利益および費用の帰属に疑義が認められるもの。
- (三) 各種所得及び財産に対する課税・免税，もしくは適用税率に問題があると認められるもの。
- (四) 租税条約の無差別取扱い条項に違反し，租税負担について不公平な状況があるか，または不公平な状況になる可能性があるものと認められるもの。
- (五) 租税条約のその他の条項に係る解釈及び適用に争いがあり，納税者自身で解決できないもの。
- (六) その他，異なる徴税管轄権の間で二重課税の状況となり得る，もしくは既に二重課税の状況にあると認められるもの。

四、税務機関に対する相互協議申し立てに必要な条件とは？

新弁法第十四条の規定では，税務機関が申請人の申請を受理して相互協議を開始する条件として，以下の5つを定めている。

- (一) 申請人が，本弁法第九条もしくは第十条に基づき相互協議の申し立てができる中国居住者もしくは中国国民であること。
- (二) 相互協議の申し立てに係る申請の提出が，租税条約に規定される期限内であること。
- (三) 相互協議の申請事項は，条約締結相手国が既に租税条約違反の行為を行っている，もしくは租税

Topics

条約違反行為となる可能性のある事項であること。
(四) 申請人が提供した事実及び証拠が，条約締結相手国の行為に租税条約違反の疑いが存在することを証明するに足りる，または当該疑いを合理的に排除できないものであることを示すに足りるものであること。

(五) 相互協議申請の事項に本弁法第十八条に規定される状況が存在しないこと。

相互協議の申請が上記規定の条件を一部充足しない場合であっても，税務当局が，深刻な二重課税が生じている，または中国の税収権益を害していると認め，相互協議が必要であると判断する場合は，税務当局は当該申請を受け入れる事ができる。

五、相互協議の過程において，申請人としての中国居住者（国民）の主要な権利及び義務とは？

相互協議は，中国国内法の枠外で，徴税権の争いに関し納税者を救済する手段としての補足的な役割を果たすものであり，申請者に対しては一定の権利及び義務を設ける必要がある。このことは，主に以下の方面に現れている。

- (一) 相互協議を開始するか否かは，中国国内に救済手段があるか否かを条件とはしないが，申請人は，条約締結相手国の国内救済権益を保証する相応の措置を採用する責任を有する。
- (二) 既に開始された相互協議案件に対して，申請人は税務機関に対して相互協議の進展状況を確認する権利を有する。同時に申請人は税務機関に対し，真実で，完全かつ正確な関連資料を随時提供する義務を有する。
- (三) 相互協議の過程において，申請人は相互協議申請の撤回を行うことができ，また，相互協議の結果を拒否することができる。ただし，申請人は，同様あるいは類似の事項について，再度相互協議を申請することができない。

六、条約締結相手国の主管当局による相互協議申請の受入決定権は誰にあるか？どのような状況下で，当該相互協議申請を拒否できるか？

条約締結相手国の主管当局による相互協議申請に同意するか否かは，国家税務総局が，関連税務機関に意見を求めた後に決定する。以下の状況のいずれかに該当する場合，国家税務総局は，条約締結相手国の主管当局による相互協議申請を拒否することができる。

- (一) 相互協議の申請事項が租税条約の適用範囲に属さない。
- (二) 納税者が提出した相互協議申請が，租税条約の相互協議規定の期限を超過している。
- (三) 条約締結相手国の主管当局による請求が，明らかに事実に基づかない，もしくは法律の根拠に欠く。
- (四) 条約締結相手国の主管当局が提供する事実及び資料が不完全または不明確で，税務機関が調査や確認を行うことができない。

相互協議の意義を最大限に発揮し，二国間で税務上の論点を解決するため，上記の状況のいずれかに該当する場合であっても，国家税務総局の授権代表者は，二重課税の排除，並びに自国の税収権益確保や経済協力促進の観点から有益と判断する場合，条約締結相手国による相互協議申請に応じることができる。

七、双方の主管当局が相互協議にて一致した意見は如何に執行されるか？

条約締結相手国の主管当局により提出された相互協議事項に対して，双方の主管当局の意見が一致したものは，国家税務総局により公告形式で相互協議結果として發布される。そのうち中国税務機関による還付もしくはその他の調整処理が必要なものは，関連税務機関は，通知を受領した日から3カ月内に当該手続きを完了させ，状況を国家税務総局に報告することを要する。

※本記事は，中国政府，国家税務総局及び地方税務局が發布した法律，政令及び通達に関して，中税諮詢集団（以下，「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを，ノベル国際コンサルティング（以下，「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので，記事中の見解や意見は著者個人のものであり，内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また，CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。